

# 合理的配慮における合意形成過程について

—国立特別支援教育総合研究所『合理的配慮』実践事例データベースからの検討—

○藤井茂樹

横尾 俊

(びわこ学院大学教育福祉学部)

(国立特別支援教育総合研究所)

KEY WORDS: 合理的配慮 合意形成 実践事例

## 1. はじめに

インクルーシブ教育システムでは、就学や合理的配慮の決定においては、保護者と専門家や行政の合意形成を十分行うことが目指されている。平成 25 年 8 月の学校教育法施行令の一部改正では、就学先を決定する仕組みが改正され、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大が図られている。同様のシステムを取る英国では、保護者と行政の合意形成を図る仕組みを持ち、そのプロセスに透明性を持たせる工夫がされている(横尾、2014)が、我が国では、現在のところ保護者の意見の尊重と合意形成を行うことは示されているが、そのプロセスにおいては、まだ明確なガイドラインがない状態である。今後、この教育を進める上でも、どのように合意形成を図っていくべきかについて考察することは重要である。

## 2. 目的

本研究では、就学先や合理的配慮の決定プロセスと合意形成の状況を調べるため、国立特別支援教育総合研究所が公開している、「合理的配慮」実践事例に着目し、そこで就学や合理的配慮の決定における合意形成状況の実態を把握し、就学相談・就学支援における基礎的な資料を得ることを目的としている。

## 3. 方法

国立特別支援教育総合研究所が公開している、「合理的配慮」実践事例データベースの取組事例から、合意形成について既述されている平成 27 年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業報告を分析した。データは PDF 形式で提供されている。

## 4. 結果

合意形成を含む平成 27 年度実践事例は 85 事例記載されていた(幼稚園 7、小学校:通常学級 15・特別支援学級 25、中学校:通常学級 6・特別支援学級 8、高等学校 2、特別支援学校 22)。

### (1) 合理的配慮内容の分類

合理的配慮の内容は、①幼稚園、小・中・高の通常学級における集団の中での配慮(22 事例) ②幼稚園から小学校への就学指導における合理的配慮(11 事例) ③通級による指導を活用した配慮(5 事例) ④特別支援学級における交流及び共同学習での配慮(28 事例) ⑤特別支援学校における学校間交流・居住地交流での配慮(19 事例)である。

### (2) 合理的配慮の合意形成過程の例

合理的配慮の合意形成過程を具体的に提示していく。

①幼稚園:保護者が療育センター等への相談をして、その内容から具体的な配慮について保護者と療育センターと幼稚園が話し合い、合理的配慮を決めていく。保護者からの支援の申し出がない場合は、園のカウンセラーや巡回相談員の見立てからの支援内容を保護者に伝え合意を得る。

②幼稚園から小学校入学の際:脳性麻痺(てんかん)の児童であり、保護者より地域の小学校(特別支援学級)を希望。教育委員会、保護者、小学校長との繰り返し相談を実施し、市の就学支援委員会の審議を経て小学校入学。合理的配慮の内容は専門家や特別支援学校の助言を受け、保護者

の承諾を取り合意。知的障害がある児童、市の就学相談を受け、実態把握を行った後保護者との話し合いを経て、特別支援学級に入級。入学後学習内容と交流及び共同学習について保護者に提案し合意を得る。

③通常学級:保護者から支援の申し出。担任、合理的配慮協力員、医療機関、教育委員会等との検討を行い、校内特別支援委員会で合理的配慮の決定を行う。保護者と学校とを繋ぐパイプ役に市の相談支援チームが入る場合もある。学校内で検討する前に、児童生徒の実態把握のため専門家の巡回相談と発達検査を実施する。校内委員会で検討し、関係教員の共通理解を図り、保護者説明を行い同意を得る。学校で担任等による支援の必要性が気づかれた場合、まず保護者の了解を得て、校内支援委員会で合理的配慮協力の助言を受け合理的配慮の検討をする。学校と保護者とが話し合い、共通理解した上で合理的配慮の決定を行う。中・高においては特に本人への合理的配慮の意志確認が行われている。

④特別支援学級の交流及び共同学習:個別の指導計画の作成段階で、保護者・合理的配慮協力員・支援級担任の話し合いを行い、保護者の合意を得る。対象児の支援に必要な情報を得るため、PTやOT、総合教育センターとの連携を行い、合理的配慮の内容の検討をする。

⑤特別支援学校:居住地交流、まず保護者に居住地交流の希望とその内容について確認。次に受け入れ校との調整を行う。受け入れ校の特別支援教育コーディネーターと生徒の実態と保護者希望の確認をする。そして、合理的配慮の決定を行う。個別の指導計画を作成する際、交流のねらいを決め、学習内容の変更・調整を行い、居住地交流計画書を作成し保護者の了解を得る。

## 5 考察

合理的配慮の合意を得る場合、保護者や本人からの申し出から検討する場合、専門機関との連携を取りながら、園・学校内での共通理解を図った上で進めていくことができる。しかし、園・学校で支援の必要性が気づかれた場合、保護者の了解を得ることの難しさがある。今回のデータからは、園・学校が専門家等の助言を受けながら、保護者に寄り添った提案、合意の事例が多かった。就学に関しても、保護者から支援の申し出がある場合、特別支援学級や特別支援学校への就学の話し合いの中に、本人への合理的配慮の内容の検討がされ、個別的教育支援計画や指導計画作成に生かされているため、合意形成がスムーズにされていた。園・学校が合理的配慮協力員と専門機関とうまく連携を図りながら、学校全体で取り組んだ結果と考えられる。就学に関しては、保護者の希望と異なった就学先が提示された場合、どのように保護者の合意を得るかのガイドラインが必要であり、保育園・幼稚園での個別的教育支援計画の作成と活用状況が重要である。合理的配慮の決定に関して保護者の意見も重要であるが、小学校高学年、中・高校生においては本人の意志の確認と自己決定の在り方の検討が必要と考えられる。今後、合意形成の難しかった事例をも検討し、就学相談・就学支援のガイドラインを作成したい。(FUJII Shigeki, YOKOO Shun)